

議案第133号

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部改正について

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例

上越市南葉高原キャンプ場条例（平成元年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表上越市南葉高原キャンプ場の項中「上越市大字後谷251番地8」を「上越市大字後谷329番地」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を削る。

第9条第2号ア⑦を次のように改める。

⑦ 学習・休憩棟、バンガロー及びテントサイト 午前10時から午後4時30分まで

第9条第2号イ中「午前9時から翌日午前9時まで」を「午前10時から翌日午前9時まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第14条関係）

施設の名称	単位	上限額	
		日帰り	宿泊
学習・休憩棟	全館	9,900円	19,800円
バンガロー	1棟	2,600円	7,500円
テントサイト	1張分	700円	1,200円

附属設備	単位	上限額
温水シャワー	1回	100円

備考

- 1 市内の小学校及び中学校の授業又は行事でテントサイトを利用する場合の上限額は、定額の50パーセントの額とする。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市南葉高原キャンプ場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。